別表経済産業省の部内部局の項中「技術調査室長」を「技術調査室長　国際投資管理室長」に、「大学連携推進室長　エネルギー・環境イノベーション戦略室長」を「大学連携推進室長」に、「地球環境対策室長　環境経済室長」を「地球環境対策室長　環境経済室長　エネルギー・環境イノベーション戦略室長」に、「国際サイバーセキュリティ企画官」を「デジタル取引環境整備室長　国際サイバーセキュリティ企画官　デジタル高度化推進室長」に改め、「、エネルギー・環境イノベーション戦略室長」を削り、「、環境経済室長」の下に「、エネルギー・環境イノベーション戦略室長」を加える。

別表国土交通省の部内部局の項中「先任技術管理航空管制技術官」を「性能評価センター所長　先任技術管理航空管制技術官　先任性能評価航空管制技術官」に改め、同部国土地理院の項中「防災企画調整官」を「統括測量・防災官」に改め、「政策調整室長」を削り、同部北海道開発局の項中「課長補佐（総括）」を「開発専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　課長補佐（総括）」に改め、同部航空衛星センターの項を削る。

別表気象庁の部内部局の項中「企画調整官」を「庁舎管理官　企画調整官」に改め、同部地方気象台の項中「庁舎係長」を削る。

別表環境省の部内部局の項中「低炭素社会推進室長」を「脱炭素社会移行推進室長」に、「地球温暖化対策事業室長　脱炭素ビジネス推進室長」を「地球温暖化対策事業室長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「法務調査室長」を「法令審査室長」に改める。

別表備考第一項中「令和二年二月二十九日」を「令和二年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。